

施設管理者向け 受動喫煙対策ブック



「健康増進法」及び「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」の解説

令和2年8月

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課

使用している用語について

- たばこ・・・たばこ事業法における製造たばこです。加熱式たばこも含まれます。
- 喫煙・・・たばこを燃焼・加熱し、煙や蒸気を発生させることです。
- 受動喫煙・・・他人のたばこの煙や蒸気にさらされることです。
- 管理権原者・所有者等、施設の改修等を行うことができる権原を有する者です。
- 管理者・・・事実上現場の管理を行っている者です。
- 屋内・・・屋根がある建物で、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部です。これに該当しない場所は屋外となります。

受動喫煙対策の目的

受動喫煙による死亡者数は、日本全体で年間約1万5千人と推計されていて、受動喫煙により、脳卒中や肺がん等になるリスクが高くなるのが科学的に明らかになっています。受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、受動喫煙対策を行っております。



(受動喫煙を受ける人が、受けない人に比べ、病気になるリスクが何倍かを示したものの。)

脳卒中
1.3倍

虚血性心疾患
1.2倍

肺がん
1.3倍

乳幼児
突然死症候群(SIDS)
4.7倍

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（通称 たばこ白書）」国立がん研究センターがん情報サービス

健康増進法と千葉県受動喫煙の防止に関する条例

■健康増進法の改正

改正前の「健康増進法」では、受動喫煙対策は、それぞれの施設での努力義務に留まっていたましたが、法改正により令和2年4月から多数の者が(2人以上の者が同時に、又は入れ替り)利用する施設について、**原則屋内禁煙**とすることが義務づけられました。

■千葉県受動喫煙の防止に関する条例

改正後の健康増進法では、既存の小規模飲食店であれば、喫煙可能とすることができますが、本市のアンケートにおいて、市民が最も受動喫煙を受けやすいのは飲食店でした。自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年者や、飲食店の従業員を受動喫煙から保護する必要があることから、平成30年9月に本市独自の規制を加えた条例を制定しました。令和2年4月から規制を開始しています。

本市独自の規制は、次のとおりです。

- 1 行政機関の庁舎は敷地内完全禁煙とします【努力義務】
- 2 既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙不可とします【罰則あり】
(キャバレーやナイトクラブは当面の間、努力義務)
- 3 保護者は、未成年の者を受動喫煙から保護するものとします【努力義務】

管理権原者及び管理者の主な責務等

■喫煙をするための器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、灰皿等の喫煙をするための器具や設備を使用できる状態で設置してはいけません。



■喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めてください。



■立入検査への対応

施設の受動喫煙対策の実施状況について、市が立入検査を行い、書類等の確認をしたり、関係者へ質問をする場合があります。これらに対する対応も管理権原者等の責務となります。

違反した場合は罰則（過料）の対象となる場合があります。

1. 喫煙禁止場所で喫煙した者：30万円以下
2. 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具を設置した施設の管理権原者等：50万円以下
3. 各喫煙室の技術的基準違反をした施設の管理権原者：50万円以下
4. 喫煙目的施設の対象となる条件を満たさない管理権原者：50万円以下
5. 各喫煙室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下
6. 健康増進法に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：20万円以下
7. 従業員がいるにも関わらず、喫煙可能とした既存の小規模飲食店の管理権原者：5万円以下*
8. 条例に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：2万円以下*

*は条例に基づく罰則です。

従業員募集の時の明示【参考】

職業安定法施行規則により、従業員を募集する場合は、求職者等に対して「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」を明示しなくてはなりません。

施設の区分と規制内容

第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者などが主に利用するA・Bの施設で、原則敷地内禁煙です。

A. 学校、病院、児童福祉施設等

【対象となる主な施設】

詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

①学校等

- ・幼稚園、小学校～大学（大学院のみの施設を除きます。）の教育施設
- ・専修学校の高等課程、専門課程、一般課程
- ・各種学校

②病院等

- ・病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設及び介護医療院
- ・難病相談支援センター
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師が業務を行う施術所

③児童福祉施設等

- ・障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援のみの場合を除く。）を行う施設
- ・自立支援ホーム等の児童自立生活援助事業を行う施設
- ・子どもルーム等の放課後児童健全育成事業を行う施設
- ・ショートステイ等の子育て短期支援事業を行う施設
- ・子育て支援館等の地域子育て支援拠点事業を行う施設
- ・一時預かり事業、小規模保育事業等の保育事業を行う施設
- ・保育所等の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- ・児童福祉法第59条第1項に規定する児童福祉施設
- ・母子健康包括支援センター
- ・少年鑑別所

④その他、これらに準ずるもの

各種養成施設、認定こども園、認可外保育施設

【規制内容】

- ①屋内は禁煙です。喫煙所を設けてはいけません。
- ②屋外は、特定屋外喫煙場所（P4 へ）以外は禁煙です。



B. 行政機関の庁舎

【対 象】 行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するための施設）

【規制内容】 ①屋内は禁煙です。喫煙所を設けてはいけません。

②屋外は、特定屋外喫煙場所（下記へ）以外は禁煙です。

なお、特定屋外喫煙場所は作らないよう努めなければいけません。



【特定屋外喫煙場所】（関連する施設：A、B）

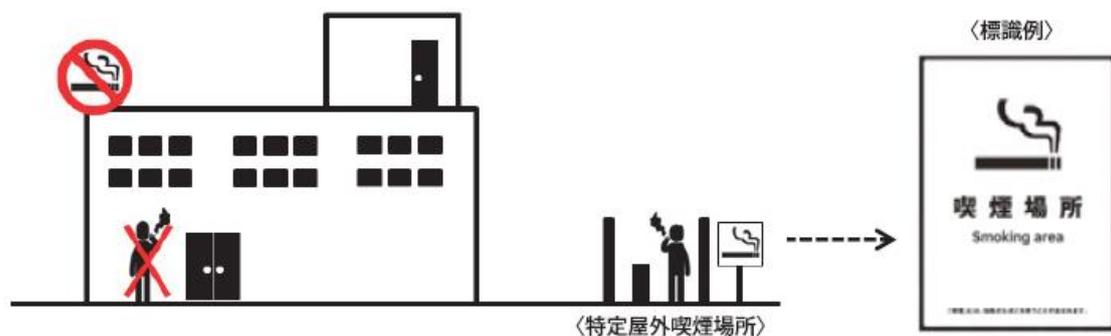
要件

- ①屋外に設けること（屋内に喫煙場所を設けることはできません。）
- ②禁煙場所と区画すること（パーテーションで仕切る、地面に線を引く等）
- ③喫煙場所であることを記載した標識を掲示すること
- ④喫煙以外の目的で、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること（建物裏や屋上など）

※近くの建物の隣りを避けた場所にするといった配慮をお願いします。

吸うことができるたばこ

たばこ全般（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ等）



第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の全ての施設です。飲食店とその他の施設で規制の内容が異なりますが、どちらも原則屋内禁煙です。

飲食店（Fのシガーバー・スナック等を除く）

C・Dのどちらに該当するか確認してください。

C. 令和2年4月1日時点で既に営業している飲食店のうち

「小規模で従業員がいない」又は「小規模で風俗営業を行う」店

【対象】 飲食店や喫茶店など、椅子やテーブルを設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のうち、下記の全てを満たすもの

- ・令和2年4月1日以前に営業許可を得ている。
- ・店の客席部分の床面積が100㎡以下である。
- ・中小企業※1又は個人が経営している。
- ・従業員※2がいない又は接待飲食等営業などの風営法の許可※3を得ている。

※1 中小企業とは：資本金の額または出資の総額が5千万円以下であること等に該当する企業です。詳細は千葉市ホームページで確認してください。

※2 従業員とは：経営者以外の社員やアルバイト等の労働基準法上の労働者です。店主のみ又は同居親族のみで経営している場合は「従業員がいない」店舗です。

※3 風営法の許可とは：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで又は同条第11項の営業許可です。



【規制内容】

- ①屋内は、喫煙専用室（P9へ）、加熱式たばこ専用喫煙室（P10へ）、喫煙可能室（P11へ）以外は禁煙です。なお、風営法の許可を得ている店でも従業員がいる場合は、喫煙可能室を設けないよう努めてください。
- ②屋外に喫煙場所を作る場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣りの建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。

D. 大規模、新規、従業員がいる飲食店

【対象】 飲食店のうち、C以外のもの

【規制内容】

- ①屋内は、喫煙専用室（P9へ）、加熱式たばこ専用喫煙室（P10へ）、以外は禁煙です。
- ②屋外に喫煙場所を作る場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣りの建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。



E. その他多数の者が利用する施設

【対象】

多数の者が（2人以上の者が同時に、又は入れ替り）利用する施設（第一種施設、喫煙目的施設、飲食店、ホテルや旅館等の個室の客室、人の居住する場所を除く）

例）劇場、観覧所、集会所、事務所、サービス施設、スポーツ施設、商業施設、娯楽施設、宿泊施設など

【規制内容】

- ①屋内は、喫煙専用室（P9へ）、加熱式たばこ専用喫煙室（P10へ）以外は禁煙です。
- ②屋外に喫煙場所を作る場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣りの建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。



喫煙目的施設

喫煙場所を提供することを主な目的とするFの施設。

F. 喫煙を主目的とするシガーバー・スナック、たばこ販売店等

【対象】

- ①喫煙を主目的とするシガーバー・スナック等（以下の条件を全て満たす施設）
 - ・たばこの対面販売（出張販売を含むが自動販売機設置は含まない）をしていること
 - ・米飯類、パン類（菓子パンを除く）、めん類、ピザパイ、お好み焼きなどの通常主食と認められる食事を自前で調理して提供していないこと（ランチ営業時は提供可）
- ②店内で喫煙可能なたばこ販売店（以下の条件をすべて満たす施設）
 - ・たばこの対面販売を行っている又は喫煙器具を販売していること
 - ・陳列棚のうち、たばこ又は喫煙器具の占める割合が概ね半分以上であること
 - ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと
- ③公衆喫煙所（以下の条件を満たす施設）
 - ・屋内全ての場所が喫煙するための場所であること（飲料の自動販売機設置は可）

【規制内容】

- ①屋内は、喫煙目的室（P 1 2へ）以外は禁煙です。
- ②屋外に喫煙場所を作る場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣りの建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。

交通機関

G. 旅客運送事業自動車（バス・タクシー）・航空機・鉄道・モノレール・船舶

【対象】

- ①バス・タクシー等：旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行う自動車
- ②飛行機：本邦航空運送事業者が旅客の運送を行う航空機
- ③鉄道・モノレール：鉄道事業者、索道事業者又は軌道経営者が旅客の運送を行う車両又は搬器
- ④旅客船：船舶運航事業者が旅客の運送を行う船舶



【規制内容】

①②の車内・機内は禁煙です。③④の車両内・船内は、喫煙専用室（P 9へ）、加熱式たばこ専用喫煙室（P 10へ）以外は禁煙です。なお、宿泊用の個室の客室は対象外です。

第二種施設、喫煙目的施設、鉄道、船舶の

屋内に各種喫煙室を設ける場合の技術的基準（共通）

喫煙室以外の場所（施設内や共用部分などの屋内）にたばこの煙が出ないように①～③のすべてを守ってください。

①壁や天井でおおわれた部屋にする。

②換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気する。

③喫煙室の出入口に、中に向けて毎秒0.2m以上の風を作る。

- ・③の風は出入口の上部、中部、下部の3点で風速を測ります。
- ・施設内が複数階に分かれている場合、壁、天井、扉等で他の階と区画した上で、特定の階を喫煙室とすることができます。
- ・Cの施設で施設全体を喫煙可能室とする場合は、①のみ満たす必要があります。

技術的基準に関する経過措置

令和2年4月1日時点で既に存在している建築物にある施設は、管理権原者の責任とすることができない理由（建物の構造上、排気設備が設置できない等）で上記②の基準を満たせない場合、下記ア～ウのすべての機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置することで、基準を満たしたものとすることができます。

なお、この場合、喫煙ブースや施設の出入口に設置する標識に「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気している」旨を記載してください。

ア 喫煙ブースの内部から第二種施設等の屋内に排気されること

イ 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること

ウ 喫煙ブースより排気される空気の浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下に浄化されていること

各種喫煙室の要件等

【喫煙専用室】（設置できる施設の種類：C、D、E及びGの③④）

第二種施設、旅客運送事業鉄道・船舶の屋内に設置できる喫煙のためだけの部屋

要件

- ①専ら喫煙のために用いる部屋であること（飲食等の喫煙以外のことを行うことはできません。）
 - ②屋内の一部の場所に設けること（施設全部を喫煙専用室にはできません。）
 - ③喫煙室以外の場所（屋内）にたばこの煙が出ないように技術的基準（P8 へ）を満たすこと
 - ④喫煙室の出入口の見やすい場所に下記を記載した標識を掲示すること
 - ・専ら喫煙をすることができる場所であること
 - ・20歳未満の者は立入禁止であること
 - ⑤施設の出入口の見やすい場所に喫煙専用室を設置していることを記載した標識を掲示すること
- ※④⑤の標識は喫煙専用室を廃止した場合、直ちに除去しなくてはなりません。

吸うことができるたばこ

たばこ全般（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ等）

設ける場合に守らなくてはいけないこと

20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはいけません。

イメージ図



【加熱式たばこ専用喫煙室】（設置できる施設の種類の種類：C、D、E及びGの③④）

第二種施設、旅客運送事業鉄道・船舶に設置できる、加熱式たばこが吸える部屋

要件

①加熱式たばこのみ吸える部屋であること

（紙巻きたばこ等は吸えません。飲食など喫煙以外のことも行うことができます。）

②屋内の一部の場所に設けること（施設全部を加熱式たばこ専用喫煙室にはできません。）

③喫煙室以外の場所（屋内）にたばこの煙が出ないように技術的基準（P8 へ）を満たすこと

④喫煙室の出入口の見やすい場所に下記を記載した標識を掲示すること

- ・加熱式たばこが喫煙できる場所であること
- ・20歳未満の者は立入禁止であること

⑤施設の出入口の見やすい場所に加熱式たばこ専用喫煙室を設置していることを記載した標識を掲示すること

※④⑤の標識は加熱式たばこ専用喫煙室を廃止した場合、直ちに除去しなくてはなりません。

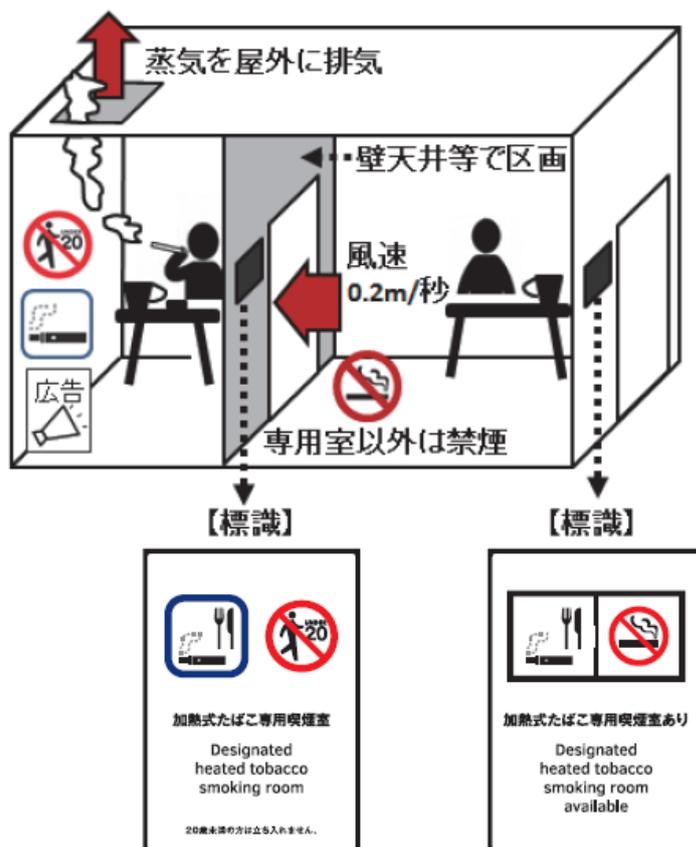
吸うことができるたばこ

加熱式たばこ

設ける場合に守らなくてはならないこと

- ・20歳未満の者を加熱式たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはいけません。
- ・施設の広告・宣伝をするときは加熱式たばこ専用喫煙室があることを明示してください。

イメージ図



【喫煙可能室】（設置できる施設の種類：C）

一定の要件を満たす飲食店にのみ設置できる飲食可能な喫煙室

要件

- ①要件（P5のCへ）を満たす飲食店の、店内の全部又は一部に設けること
 - ②喫煙室以外の場所（屋内）にたばこの煙が出ないように技術的基準（P8へ）を満たすこと
 - ③喫煙室の出入口の見やすい場所に下記を記載した標識を掲示すること
 - ・喫煙できる場所であること
 - ・20歳未満の者は立入禁止であること
 - ④店の出入口の見やすい場所に喫煙可能室を設置していることを記載した標識を掲示すること
- ※店の全部を喫煙可能室とする場合、店の出入口に③④を兼ねた標識を設置してください。また、③④の標識は喫煙可能室を廃止した場合、直ちに除去しなくてはなりません。

吸うことができるたばこ

たばこ全般（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ等）

設ける場合に守らなくてはならないこと

- ・20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせてはいけません。
- ・店の広告・宣伝をするときは喫煙可能室があることを明示してください。
- ・下記の書類を店に備え付けなければいけません。
 - ①店の客席部分の床面積に係る資料（図面等）
 - ②会社経営の場合、資本金の額又は出資の総額が分かる資料※これらに加え、立入検査を行う際に従業員への給与の支払いがないことが分かる資料、風営法の許可（P5へ）に係る資料（許可証の写しなど）等を確認する場合があります。
- ・市に届出をする必要があります。

イメージ図



【喫煙目的室】（設置できる施設の種類：F）

喫煙を主目的とする施設に設置する喫煙室

要件

①喫煙を主目的とするバー・スナック等、たばこ販売店又は公衆喫煙所であるなどの一定の要件（P7のFへ）を満たす施設の屋内であること

※公衆喫煙所では施設の全部、それ以外では施設の全部又は一部を喫煙目的室にできます。

②喫煙室以外の場所（屋内）にたばこの煙が出ないように技術的基準（P8へ）を満たすこと

③喫煙室の出入口の見やすい場所に下記を記載した標識を掲示すること

- ・喫煙を目的とする場所であること
- ・20歳未満の者は立入禁止であること

④施設の出入口の見やすい場所に喫煙目的室を設置していることを記載した標識を掲示すること

※施設の全部を喫煙目的室とする場合、施設の出入口に③④を兼ねた標識を設置してください。また、

③④の標識は喫煙目的室を廃止した場合、直ちに除去しなくてはなりません。

吸うことができるたばこ

たばこ全般（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ等）

設ける場合に守らなくてはいけないこと

- ・20歳未満の者を喫煙目的室に立ち入らせてはいけません。
- ・施設の広告・宣伝をするときは喫煙目的室があることを明示してください。
- ・シガーバー、スナック、たばこ販売店等（P7のF①②）は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に係る資料（許可証の写し等）を施設に備え付けなければなりません。

イメージ図



よくあるご質問

Q 喫煙室を作るときは届出をする必要がありますか。

A 喫煙可能室を作るときは届出をしてください。市のホームページ（P15へ）で様式のダウンロード等ができます。その他の喫煙室を作るときは届出や申請等の手続きは不要です。この受動喫煙対策ブックの内容を守って喫煙室を作ってください。

Q 従業員は全員、喫煙者です。事務室や休憩室等で喫煙できませんか。

A できません。多数（2人以上）の者が利用する施設では、施設の区分（P3～P7へ）に応じた喫煙室（P9～P12へ）以外は屋内禁煙です。なお、加熱式たばこ専用喫煙室内で喫煙以外の行為（事務作業等）を行うことは可能です。

Q ある時間だけ喫煙室として、他の時間は喫煙室ではないという運用はできますか。（例えば、「喫煙室に使用禁止の時間を設けて、20歳未満の者に清掃させる」、「飲食店で、ランチの時間は禁煙とし、喫煙室部分に20歳未満の客や従業員を立ち入らせる」等）

A できません。施設の運用として、喫煙室に使用禁止又は喫煙禁止の時間を設けることは支障ありませんが、禁煙の時間も喫煙室としての要件（20歳未満の者の立入禁止や標識の掲示等）を守る必要があります。

Q 喫煙室の標識はどこで入手できますか。決められたもの以外は使用できませんか。

A 参考書式は厚生労働省ホームページ（P15へ）よりダウンロードできます。また、必要事項が記入されていれば、ご自身で作成したものを使用していただいて支障ありません。

Q 同じ建物に複数の施設がある場合はどのような規制になりますか。

A **第一種施設の中に第一種施設以外の施設がある場合**

施設内全てが第一種施設として、規制されます。

例) 病院の中に飲食店（食堂）等がある場合などは、飲食店部分も第一種施設の規制（原則敷地内禁煙）を適用します。

様々な施設が入る複合施設の場合

施設全体は第二種施設となり、第一種施設が入っている場所は第一種施設の規制を適用しません。

例) 商業施設に診療所が入っている場合、商業施設全体は第二種施設となり、診療所の場所は第一種施設となります。

路上禁煙及びポイ捨て禁止について（参考）

たばこの火から歩行者等の安全を守るとともに、美しいまちづくりを推進することを目的とした「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成23年1月1日施行）」により、屋外の公共の場所（道路、公園、駅前広場など）では路上喫煙をしないよう努めなければならない、ポイ捨てや取締り地区内での喫煙は禁止されております。これら禁止行為の違反は罰則の対象となりますので、ご注意ください。

【条例の概要】

- ・道路、公園など屋外の公共の場所では、指定された場所を除き、喫煙しないよう努める。
- ・取締り地区（JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区）の屋外の公共の場所においては、喫煙をしてはならない。
- ・屋外の公共の場所では、回収容器その他の定められた場所以外の場所に空き缶やたばこの吸い殻等を捨ててはならない。

【罰則等】

対象行為	対象範囲	罰則等
路上喫煙等	屋外の公共の場所	過料の対象ではありませんが、喫煙しないよう努めなければなりません。
	取締り地区内	2,000円の過料が科されます。
ポイ捨て	屋外の公共の場所	2,000円の過料が科されます。

取締り地区の範囲等、詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/rojoukituenpoisue-boushi.html>

問合せ先：千葉市廃棄物対策課

TEL 043-245-5067



禁煙支援について(参考)

千葉市禁煙外来治療費助成事業・禁煙サポート

健康保険が適用される禁煙外来治療を受けられる市民に対し、禁煙外来治療費の一部を助成します。原則治療開始前に登録申請が必要です。また、たばこへの依存度を確認し、効果的な禁煙方法を提案する禁煙サポートも行っています。

申請方法等詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/tabako.html>

問合せ先：健康推進課健康増進班 TEL：043-245-5794



受動喫煙対策支援事業のご紹介（令和4年度）

千葉市受動喫煙対策 PR ステッカー（受動喫煙対策推進施設）

「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」のステッカーを配付しています。また、受動喫煙対策推進施設として登録いただいた施設をホームページで紹介しています。

詳細はホームページをご確認ください

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/sticker-list.html>

問合せ先：千葉市健康推進課受動喫煙対策室 TEL 043-245-5201



厚生労働省の支援事業

【受動喫煙防止対策助成金】

労働者災害補償保険の適用事業主で、中小企業事業主である者が、既存特定飲食提供施設(※)で喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を設置・改修する場合、費用の3分の2（主たる業種の産業分類が飲食店以外は2分の1）、上限100万円について助成を受けることができます。

(※) 令和2年4月1日以前に営業許可を得ている客席面積100㎡以下の飲食店

【受動喫煙防止対策に係る相談支援】

労働安全衛生コンサルタント等の専門家が、職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、相談・助言・講師派遣等を行っています。

各事業の詳細及び申込方法等は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/index.html

受動喫煙対策特設ホームページ（標識のダウンロードもできます。）

問合せ先：受動喫煙対策に係るコールセンター **0120-357-285**

ホームページ：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センターの支援事業

【生衛業受動喫煙防止対策事業助成金】

労働災害補償保険の適用対象外（いわゆる「一人親方」）となる生活衛生関係営業者が、既存特定飲食提供施設（※上記「受動喫煙防止対策助成金」参照）で喫煙専用室等を設置・改修する場合、費用の一部について助成を受けることができます。

詳細及び申込方法等はホームページをご確認ください

ホームページ：<https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

問合せ先：千葉県生活衛生営業指導センター TEL 043-307-8272



お問合せ先 千葉市保健福祉局健康推進課受動喫煙対策室

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所本庁舎 5階

TEL：043-245-5201

ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/judoukituen.html>

